



FINANCIAL SERVICES AGENCY  
GOVERNMENT OF JAPAN

3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

平成29年3月10日

ジャン・スメッツ 総裁

ベルギー国立銀行  
ブルバード ド ベルレモン 14  
1000 ブリュッセル、ベルギー

**金融庁とベルギー国立銀行（NBB）間の銀行監督分野の協力に関する交換書簡**

スメッツ総裁 殿

日本国金融庁（以下、「金融庁」という）は、金融庁とベルギー国立銀行（以下、NBBという）の現地法人や支店等の銀行監督分野に関する更なる協力が、相互に有益であると認識する。また、金融市場のグローバル化及び銀行によって行われる国境を越えた活動の増加に照らし、監督当局間の情報交換の強化が重要であると認識する。

この点、日本及びベルギーのそれぞれの法令及び規則に従い、NBBと相互に有益な方法により協力強化を図るという金融庁の意図を、本書簡において確認する。

1. 金融庁及びNBB（あわせて両当局という）は、それぞれの責務の履行を容易なものとし、また、それぞれの管轄地域において現地法人や支店等を有する銀行（以下、金融機関という）の安全かつ健全な機能を促進するための情報共有に係る枠組みを設置するために以下の共通理解に至った。
2. 金融庁及びNBBは、それぞれの管轄地域における銀行の現地法人や支店等の監督における相互の信頼及び理解に基づいて協力しようとする意志をここに示す。この観点において、両当局は以下の成果に向け取り組むことを意図する。
  - a. それぞれの管轄地域における銀行の現地法人や支店等の業務が健全に行われる。
  - b. 本社及び親銀行は、現地法人や支店等の業務を適切かつ効果的に管理する。
  - c. 銀行に対する両当局の継続的な監督は連結ベースで実施され、それに際しては、互いに支援する。

## 両当局

3. 当初、金融庁は2000年に設置され、さらに、2001年の中央省庁再編により、内閣府の外局として金融庁設置法に基づき設置された。金融庁は、銀行、証券、保険を所管する一元的規制当局であり、破綻処理計画を所管する当局のひとつである。民間金融機関に対する検査、監督及び証券取引の監視も所管している。銀行法において、金融庁長官には、銀行（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対して業務又は財務面での状況に関し報告又は資料の提出を求めたり、銀行への立入検査を実施したりする権限が与えられている。さらに、金融庁長官は（業務の停止を命じることにより）不正行為に対する処分を行い、かつ／又は、日本でその資産の一部を保有するよう命じることができる。
4. NBBは、1998年の2月22日のNBB設置法及び銀行監督に係る法令に基づき、金融機関とりわけ銀行の監督に関して、責任を有する。NBBは、バーゼル・コンコルダットや銀行のためのコーポレート・ガバナンス原則に定められている、効果的な連結ベースの監督、銀行監督当局間の協力の原則、及びその責任にコミットし、従うものである。

## 定義

5. 本書簡の目的のため、
  - a. 「両当局」とは、金融庁及びNBBを意味する。
  - b. 「銀行」とは、(i)日本において、銀行法（昭和56年6月1日法律第59号）に基づき、内閣総理大臣により免許を付与された機関、(ii)ベルギーにおいて、銀行業務や、一般からの預金引受業務等を行い、NBBが監督責任を有する金融機関の法的地位及び監督に関する法律（2014年4月25日）に基づき、NBBによって免許を付与された機関、を意味する。
  - c. 「現地法人や支店等」とは、本社又は親銀行のある管轄地域以外の地域に設立される銀行の支店、駐在員事務所又は現地法人を意味し、当該管轄地域における関連当局により監督され、連結ベースの監督が必要となるものを意味する。
  - d. 「管轄地域」とは、国、州又はその他の領域を意味し、場合によっては、その地域において金融庁又はNBBは、法的権限、権力かつ／又は法に基づく管轄権を有する。
  - e. 「母国当局」とは、現地法人や支店等の本社又は親銀行が設置される管轄地域の当局を意味する。
  - f. 「現地当局」とは、現地法人や支店等が設置される管轄地域の当局を意味する。
  - g. 「重大な監督上の懸念」とは、(a)銀行業務が安全かつ健全な方法で、また、適用される健全性基準に整合的な形で実質的に行われているかどうか、(b)重要な法令違反の証拠があるかどうか、又は(c)他方の当局の管轄地域における銀行の金融の安定に重要な悪影響があるかどうかに関する事項を含む。ここでいう重大な監督上の懸念とは、現地法人や支店等の行動から生じる懸念を含む。

- h. 「被要請当局」とは、本書簡に基づいて要請を受ける当局を指す。
- i. 「要請当局」とは、本書簡に基づいて要請を行う当局を指す。

### 適用範囲と一般原則

- 6. 本書簡は両当局の意図を示すものであり、法的拘束力のある義務を生じさせず、また、国内法に優位しない。
- 7. 両当局は、本書簡の枠組みにおいて、金融機関の安全で健全な機能を促進するため、可能な限りの支援を互いに提供する。
- 8. 両当局は、相互支援及び情報交換が重要であり、望ましいものであることを認識する。情報は、合理的な程度において、開示の制限を含む関連法規に従って共有される。加えて、本書簡に基づく情報の交換又は要請は、国家の安全を理由として、又は開示することによって実施中の調査に支障をきたす場合には、拒否され得る。支援の要請が拒否される場合、又は国内法上支援が可能でない場合には、被要請当局は支援しない理由を示す。
- 9. 支援の要請は、当局が指定する職員によって書面で行われ、また別添Aに記載される被要請当局のコンタクト・パーソンに伝えられる。しかし、両当局が迅速な対応の必要性を認識する場合、要請は、それ以外の方法でも行うことができるが、後に書面で確認されなければならない。要請においては、その緊急性又は望ましい回答期限を示す。回答に当たっては、回答に含む情報の秘匿性を示す。

### 情報の共有

- 10. 情報共有には、金融機関の継続的な活動の監督や、問題のある金融機関への対応に関して、当局の認可及び免許付与プロセスにおける連絡を含む。
- 11. 免許付与及び合併認可のプロセスに関し、母国当局と現地当局は要請に基づき、法令で認められる範囲で、以下の通り協力する。
  - a. 現地当局は、現地当局の管轄地域におけるオフィスの設置認可又は合併認可の申請について、母国当局に遅滞なく通知する。
  - b. 母国当局は、申請銀行が適用される法令及び規制を実質的に遵守しているかどうか、また、組織構造や内部統制の状況を踏まえ、現地法人や支店等を、適切に管理することが期待され得るかどうかを、現地当局に通知する。母国当局も要請を受けて、申請銀行によって提出された情報の証明又は補足において、現地当局を支援する。
  - c. 母国当局は、申請銀行に関する規制枠組みの特徴及び連結ベース又はグループベースの監督の実施状況について、現地当局に通知する。同様に、現地当局は、規制枠組みの特徴及び申請銀行の現地法人や支店等に対する監督の実施状況を、母国当局に通知する。
  - d. 母国及び現地当局は、現地法人や支店等の経営者候補の適合性及び適格性の情報を共有する。

- 1 2. 現地法人や支店等の継続的な監督に関連し、両当局は以下の事項を意図する。
  - a. 現地法人や支店等の業務の観点から、重大な進展又は監督上の懸念に関し、他方の当局に関連情報を提供する。
  - b. それぞれの国の規制枠組みに関する情報の要請に対応し、主要な変化、特に現地法人や支店等の活動に大きな影響を及ぼす変化について他方の当局に通知する。
  - c. 現地法人や支店等に対して、重大な行政処分やその他の正式な処分を行ったことを他方の当局に通知する。可能な範囲で、適用される法令に基づき、事前の通知を行う。更に、現地法人や支店等に対して監督上の是正措置が講じられる場合は、両当局は必要に応じて協調する。
  - d. 重大な監督上の懸念に対処するために是正措置を講じる計画を、適切な措置を講じる前に、又は状況次第では可能な限り速やかに、他方の当局に通知する。
  - e. 監督上のプロセスに関して支援するために要求され得る他の関連情報の交換を促進する。
- 1 3. 上記取組みを実行する際、日本又はベルギーの銀行が、それぞれの現地当局の管轄地域における銀行の業務に重大な悪影響を及ぼしうる財務面での深刻な課題に直面している場合、両当局は、両当局間の緊密な連携が相互に有益であることを認識する。両当局は、銀行の課題を解決し、銀行への信頼を回復するための母国当局による取組みの状況を含む全ての関連要素を踏まえ、特定の状況において適切な場合には、そのような情報を連絡するよう努める。
- 1 4. 両当局は、他方の管轄地域に登録している個人又は銀行が、他方の管轄地域に登録している銀行の株式を取得する際、その許可（同意）の付与に関する意思決定のプロセスにおいて、協力し、関連情報を共有するよう努める。「取得」とは、国の法令に基づき、適切な銀行監督当局からの許可（同意）を必要とする量の、日本又はベルギーに登録されている銀行資本の議権の取得を意味する。
- 1 5. 情報の要請は通常書面において英語で行われる。しかし、迅速な行動が必要である場合、要請は口頭を含むいかなる方法でも始めることが可能だが、事後的に書面で確認する。そのような要請を受けた当局は速やかに情報を提供するよう努める。

## 実地調査

- 1 6. 両当局は、現地当局の管轄地域の現地法人や支店等に対する実地調査を行うに当たって相互に支援し協力することが特に有益であることを認識する。実地調査が必要であるかどうかを決定する前に、母国当局は、現地当局によって準備された関連情報を要請することができる。
- 1 7. 母国当局は、現地法人や支店等に係る実地調査計画や、当局に代わって実地調査を実施する第三者を任命する計画を現地当局に通知し、その実地調査の目的と範囲を示す。現地当局は、現地当局の日々の監督やその他の業務の妨げにならない限り、母国当局による実地調査を許可する。妨げとなる場合、現地当局は理由を明確にする。相互に同意される場合、実地調査は母国当局単独で実施することができるが、現地当局と合同で行われることもあり得る。実地調査後、実地調査班と現地当局との間で意見交換が行われる。

## 危機管理

18. 危機管理に関する国境を越えた協力に関連し、
  - a. 現地法人や支店等及び危機によって影響を受ける本社又は親銀行のために、母国及び現地当局は、国境を越えた協力において起こりうる課題及び障害について共に検討し、解決案を検討する。
  - b. 母国及び現地当局は、要請に応じ、適時に、許容される適切な範囲において、他方の当局に、特定の現地法人や支店等及び本社又は親銀行のために策定された危機管理枠組みについて、通知する。

## 情報保護

19. 両当局は、相互の信頼は、情報の交換が相互に信頼を持って行われる場合にのみ達成されることを認識する。両当局は、受領した情報の秘匿性を保護するために全ての可能な措置を講じる。この点、両当局の職員は、業務において得た全ての情報の秘匿性を保たなければならない。他方の当局から得られたあらゆる秘密情報は、適法な監督上の目的にのみ使用される。本書簡に基づいて提供される資料及び職業上の秘密によって保護されるべき情報を含む資料には、「職業上の秘密によって保護される」と記載される。
20. 他方の当局から秘匿情報を受領した当局は、事後的に、この事項に正当な共通の関心を持つ第三者の監督当局を含む第三者から、受領した情報を得るための（法的執行力のない）要請を受け得る。情報を第三者に渡す前に、当局は情報を提供した当局と協議し、事前の同意を得る。また、情報を提供した当局は、情報開示の際に、受領者である第三者が情報の秘匿性を保たなければならない等の条件を付すことができる。
21. 第三者の監督当局を含む第三者に、本書簡に基づいて提供された情報を開示することが法的に強制される場合、当局は、開示の求められている情報や開示に関する状況を、情報を提供した当局に示し、速やかに通知する。もし被要請当局が、その情報共有に反対する場合、要請当局は、法で認められる範囲において、そのような情報共有に抵抗し、情報の秘匿性を保護するよう、最大限の努力を払う。両当局は、互いに受領した情報を開示する法的義務に服する状況を通知する。

## 疑わしい活動

22. 銀行監督の中で、現地法人や支店等において疑わしい活動や金融取引を特定したとき、両当局は密に協力することを意図する。本書簡の目的において、疑わしい活動とは、資金洗浄、テロリズムへの資金供与、地下銀行を含むが、それに限らない。このような協力は、そのような情報共有を規定する国の法令及び規則に即して行われる。

## 継続的協力

23. 両当局は、情報共有のための訪問を通じ、協力を促進する。加えて、両当局は、両国の健全な銀行監督実務を強化するために、当局での職員研修にとって他方の当局からのインプットや支援が有益である分野を追求する。
24. 両当局は、それぞれの管轄地域における現地法人や支店等を維持する銀行に関する事項を議論するため、また協力の効果を検証するための会議を、適切な頻度で行う。

## 修正条項と期間

25. 本書簡は無期限に効力を有するが、両当局の相互の同意によって修正され、又は、一方の当局による書面による30日前の通知によって終了する。終了後、守秘義務は、終了前に本書簡に基づいて提供されたあらゆる情報に適用され続ける。
26. 本書簡のあらゆる改定又は修正は、両当局の書面による合意があつて初めて効力を持つ。
27. 別添Aは、少なくとも1年に1度見直され、別添Aの情報が最新のものとなるよう必要に応じて再確認又は修正される。

本書簡に基づき強化された協力が、金融庁とNBB間に相互に有益な関係をもたらすものと確信している。

敬具

金融庁長官  
森信親

署名\_\_\_\_\_

日付\_\_\_\_\_

ベルギー国立銀行 総裁

ジャン・スメッツ

署名\_\_\_\_\_

日付\_\_\_\_\_